平成２７年（フ）第９４号
東京都昭島市中神町1297番地１グリーンパークムサシノ101号
債務者　河合　清次
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月22日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１６０号
長崎県佐世保市東大久保町９番８号、前住所長崎県佐世保市東大久保町８番７号
債務者　西　　正伸
1　決定年月日時　平成27年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月22日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第１３号
長崎県佐世保市三浦町６番23号、前住所長崎県佐世保市大和町952番地６
債務者　高田　有紀（旧姓池田）
1　決定年月日時　平成27年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月22日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第２２号
長崎県佐世保市日宇町348番地３　シティーコートⅡ101、前住所長崎県佐世保市藤原町39番12号
債務者　宮崎　未来
1　決定年月日時　平成27年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月22日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

破産手続廃止

平成２６年（フ）第５１０４号
東京都大田区上池台３丁目25番22号
破産者　株式会社ニチイワ
1　決定年月日　平成27年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６０３１号
埼玉県川口市西川口２丁目18―１―203
破産者　新井　英明
1　決定年月日　平成27年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６３１７号
神奈川県横浜市港北区新横浜２丁目14番８号
破産者　株式会社正園
1　決定年月日　平成27年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９６０９号
東京都千代田区神田和泉町１番地６―13ＫＨビル
破産者　有限会社久松会計センター
1　決定年月日　平成27年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９６１０号
東京都台東区西浅草２丁目10―10
破産者　花田　弘美（旧姓久松）
1　決定年月日　平成27年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０２６０号
千葉県習志野市鷺沼台３丁目１―11
破産者　桜井　純子
1　決定年月日　平成27年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０３３０号
東京都江戸川区西小岩３丁目35―４―101
破産者　加藤　和孝
1　決定年月日　平成27年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１７００号
愛知県名古屋市西区あし原町96番地
破産者　株式会社Ｗｅａｌｔｈｙ　Ｌｉｆｅ
1　決定年月日　平成27年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１７０１号
愛知県名古屋市西区稲生町３丁目２
破産者　成瀬　　真
1　決定年月日　平成27年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１７９３号
千葉県市川市高谷1467番地
破産者　宝興産株式会社
1　決定年月日　平成27年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１７９４号
千葉県市川市須和田２丁目21―26
破産者　犬飼　勝由
1　決定年月日　平成27年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１８９８号
東京都豊島区巣鴨５丁目23番12号
破産者　有限会社渡辺商店
1　決定年月日　平成27年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１８９９号
東京都新宿区西落合３丁目９―14―105
破産者　渡邉昭二朗
1　決定年月日　平成27年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１９００号
東京都新宿区西落合３丁目９―14―105
破産者　渡邉マユミ
1　決定年月日　平成27年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１９４５号
東京都練馬区南大泉３丁目12番14号
破産者　株式会社最上工務店
1　決定年月日　平成27年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１９４６号
東京都西東京市栄町１丁目４―13―103
破産者　小林　栄治
1　決定年月日　平成27年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部